

## 中部運輸局自動車交通部

令和4年2月25日

同時発表：静岡県政記者クラブ

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 旅客第一課

担当：小島、板木

TEL 052-952-8035

一般乗合バスの上限運賃変更認可（普通回数旅客運賃）及び  
交通系 IC カードの対応エリア拡大について〔株式会社東海バス〕

株式会社東海バスから令和3年12月1日付け及び令和4年2月9日付けで申請のありました一般乗合旅客自動車運送事業における上限運賃の変更認可申請について、本日（令和4年2月25日）、申請のとおり認可しましたのでお知らせいたします。

なお、当該事業者は利用者の利便性向上等を目的に、今年3月下旬に交通系 IC カードの対応エリア拡大を予定しています。

1. 申請者 申請者名：株式会社東海バス  
代表者：代表取締役 眞野 大輔  
所在地：静岡県伊東市渚町2番28号

2. 申請の概要 ①適用する路線：株式会社東海バス 一般バス路線全線  
②申請の内容：次に掲げる上限運賃の額の変更

	現行	申請
回数旅客運賃のうち、 普通回数旅客運賃	11枚綴り 9.1%引き	11枚綴り 0%引き

※普通回数旅客運賃（回数券）は、割引率の最も低いもの（割引を行わないものを含む）が上限認可の対象となり、これを基礎として券片数等の異なる回数に応じて設定される額が上限認可額（上限運賃）とみなされます。  
事業者は、上限運賃の範囲内で普通回数券やその他回数券を設定することとなります。

3. 実施予定日 令和4年4月1日（割引率見直し後の回数券類の販売開始予定日）

## 〔参考〕株式会社東海バスの回数券の変更の具体的内容

### 1. 販売を終了する回数券類

#### (1) 券種

① 1 1 枚綴り回数券 (現在の割引率のもの)	② 1 3 枚綴り回数券 (お買い物回数券)
③ 3 5 枚綴り回数券	④ 車内回数券 (1, 0 0 0円券)
⑤ 通勤乗換回数券	⑥ 2 社共通通勤回数券 (沼津駅～旧道・新道～三島駅)
⑦ ゼロの日回数券	

#### (2) 販売終了日・使用期限日・払戻し期限日

販売終了日	令和4年3月31日
使用期限日	令和4年6月30日 ※販売終了以前に購入された回数券は、この日まで利用可能。
払戻し期限日	令和4年9月30日 ※使い切れなかった回数券は、この日までの間、株式会社東海バスの案内所にて無手数料で払戻し。

### 2. 割引率の見直しを行う回数券類

#### (1) 券種

① 通学回数券 (金券式、区間指定)	} 通学回数券類
② 通学乗換回数券	
③ 2 社共通通学回数券 (沼津駅～旧道・新道～三島駅)	
④ 1 1 枚綴り回数券	

#### (2) 内容

- ・通学回数券類は、現在10枚分の価格で13枚綴りですが、10枚分の価格で11枚綴りに変更。
- ・11枚綴り回数券は、現在10枚分の価格で11枚綴りですが、11枚分の価格で11枚綴りに変更。

#### (3) 変更日

##### 令和4年4月1日販売分より

※令和4年3月31日までにご購入済みの通学回数券は、通常どおり発行から3ヶ月後の有効期限までご利用いただけます。

### 3. お問い合わせ

株式会社東海バスの回数券の販売終了・使用期限・払戻し等につきましてご不明な点等ございましたら、東海自動車株式会社 (株式会社東海バス) までお問い合わせ願います。

なお、東海バスホームページ (<https://www.tokaibus.jp/>)、案内所、バス車両内の掲示等でもお知らせ予定です。

＜上記の回数券の販売終了・使用期限・払戻し等のお問い合わせ先＞

東海自動車株式会社 バス計画部 TEL 0557-36-1114

◎株式会社東海バスは、令和3年3月から熱海地域で対応している交通系ICカードのサービスについて、令和4年3月下旬から全路線 (高速乗合バス等の一部路線を除く) に拡大予定です。